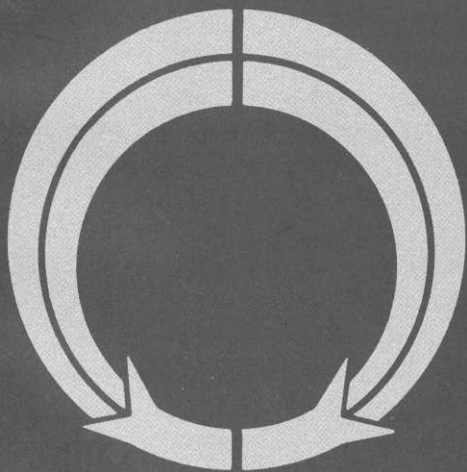


書名	教育要覧 昭和56年度版
書名かな	きょういくようらん しょうわ56ねんどばん
編著者名	管理部総務課(編)、社会教育部社会教育課社会教育係
編集機関	松原市教育委員会
発行機関	松原市教育委員会
発行年月日	1982年2月
郵便番号	580-8501
電話番号	072-334-1550
住所	大阪府松原市阿保 1-1-1
備考	文化財に関する頁、表紙及び奥付のみを電子化。

PDFファイル制作日：2021年11月16日

PDFファイル制作者：松原市教育委員会事務局 教育総務部 文化財課

教育要覽



昭和 56 年度

松原市教育委員会

5. 文化財保護

(1) 文化財保護の意義

戦後、わたしたちの生活は大きな変化を遂げてきた。そしてわたしたちを取りまく環境も大きく変化してきている。

高度経済成長のうねりのなかで、近代的で文化的な生活を営むという目標とはうらはらに、公害・騒音・住宅事情の悪化・自然破壊など、牧歌にいとまがないほど生活環境は悪化し、様々な社会問題を生み出している。

このような社会の急激な変化は、文化財にもまた深刻な影響を投げかけている。大規模な開発や、派手的な無秩序開発によって、町の装は一変し、地中や水底に眠る埋蔵文化財は破壊され、代々受け継がれてきた伝統や、慣習は見捨てられ、打ちこわされて、記憶のなかからさえも忘れ去られようとしている。

しかし、激動する今日の社会のなかで、ともすれば現在にのみ目を奪われがちな我々ではあるが、我々の現在は忽然としてあらわれたものではなく、長い歴史のなかで生まれ、生み出されたものであるということを考え直さずにはいられない。

わたしたちは、正しく過去を理解し、現在を見つめて、明日に生きねばならないし、その意味で文化財は、我々の過去を知り、明日に生きる手掛りであり、人類が悠々の時間のなかで築き上げた財産である。

また、このように過去から未来にわたる人類の文化という立体的な厚みの中で生きる我々にとって、そのような豊かさをともなった生活こそ、真に文化的な生活といえる。

文化財は保護の手をさしおけば確実に消えていく。

わたしたちは、今に生きる歴史の開拓者であるとともに、わたしたちの残した遺産(文化財)の保護者でなければならない。

(2) 文化財とは何か

文化財、あるいは文化財保護という言葉は耳慣れた言葉になっているが、保護されるべき文化財にはどのようなものがあり、どのように分類されているかはあまり知られていない。

この文化財を、「文化財保護法」では次のように分類している。

有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書など(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料、歴史資料。
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術など。
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋など。
記念物	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地 動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)、地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む。)など。
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群。
埋蔵文化財	地下や水底などに埋蔵されている文化財、発掘などによって地上に出されると、各々有形文化財、民俗文化財、記念物などに分類される。

① 大阪府文化財保護条例による指定文化財

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
天然記念物	来迎寺のいぶき	丹南3丁目1番22号	来迎寺(塩野泰通)

② 埋蔵文化財包蔵地一覧表

No.	名 称	所 在 地	遺跡の種類	摘 要
1	立部遺跡	立部1・2丁目	奈良時代土器散布地	土師器が多量に出土。
2	丹比榮華宮跡	上田、新堂、榮垣	古墳時代宮殿跡	反正天皇の宮推定地。 範囲内からは縄文～近代に至る各 時期の遺構が検出されている。
3	樋野ヶ池窯跡	上田6丁目	古墳時代須恵器窯跡	6Cの須恵器窯跡。 開発が目前に迫り、消滅寸前の状 態である。
4	上田町遺跡	上田、阿保	古墳時代集落跡	昭和47年松原郵便局新築工事に 伴って発見。
5	大塚山古墳	西大塚1丁目	前方後円墳	雄略天皇陵と比定されている。
6	河合遺跡	河合	弥生～古墳時代土 器散布地	古くから、弥生土器、石鏃等の出 土が知られる。
7	丹比道(竹之内街道)		奈良時代古道	
8	三宅(屯倉)遺跡	三宅	古墳時代屯倉推定地	「依羅屯倉」推定地。
9	山ノ内古墳	上田5丁目	前方後円墳	全 壊
10	観音寺跡	立部2丁目	平安時代寺院跡	
11	大津道(長尾街道)		奈良時代古道	
12	大和川・今池遺跡	天美西、天美我堂	古墳時代集落跡	昭和52年下水処理場建設に伴い 発見。
13	永興寺跡	北新町、南新町	平安時代寺院跡	複弁八葉蓮華文軒丸瓦が出土。
14	瓜破遺跡	三宅	弥生時代集落跡	
15	高見の里 遺跡	高見の里	弥生時代土器散布地	昭和46年駅の地下道工事の際に 弥生土器出土。
16	別所城跡	別所町	戦国時代城跡	畠山高政の居城。
17	大堀遺跡	大堀町	古墳時代土器散布地	埴輪出土。
18	大堀城跡	大堀町	南北朝時代城跡	大堀左馬の居城。
19	長原遺跡	大堀町	縄文～室町時代集 落跡	
20	一津屋古墳	一津屋町	前方後円墳	現在墳頂には巖島神社が建ってい る。
21	津堂遺跡	小川町		

(3) 埋蔵文化財

文化財、とりわけ埋蔵文化財は、最近の急激な開発のなかで危機的な状態にある。のどかな田園風景は年々そのすがたを消し、市内のいたるところで大小様々な開発が行なわれ、日々破壊・消滅の状況は進行しつつある。そしてこれらは、いったん破壊されれば、二度と再現することはありえない。

この埋蔵文化財を保護するため、「文化財保護法」によって、埋蔵文化財包蔵地のなかで土木工事を行なう場合は、教育委員会を經由して文化庁に届け出、その指示に従うことを義務付けている。また本市においても、「開発指導要綱」のなかで、包蔵地内で開発行為を行なう場合は教育委員会と協議することを義務付けており、埋蔵文化財の保護・保存に対処している。

さらに、埋蔵文化財は、地中や水底に埋もれているものであり、古墳などをのぞいては地表に現われてはいないものだけに、その存在や範囲を確認することはむずかしく、特に市街地化が進んでいる大都市周辺においては困難な状況である。従って、包蔵地以外の地域においても工事等の際発見されることは当然考えられ、この不時発見の遺物や遺跡に対しても、「文化財保護法」、「開発指導要綱」で、教育委員会に届け出て、その指示に従うことが義務付けられている。

市内における土木工事等の届け出は、市域の発展に伴い、年々増加する傾向を示している。開発の内容も、道路建設、下水道施設の建設など、大規模な破壊につながる公共事業や、人口急増に伴う宅地開発が目立っている。特に市域では、分譲住宅などの無秩序なミニ宅地開発が激増しており、個々は小規模であっても、それらが重なって大規模な破壊を生んでいる。また宅地化に伴う下水道管渠、水道・ガス管の埋設は遺跡を分断し、その保護・保存を複雑化している。

このような状況のなかで、埋蔵文化財の保護は、開発を追いかけている今の体勢から脱皮するとともに、開発計画に参画し、その保護と活用を正しく位置付けていかなければ実現することはできない。

また遺跡の公園化・緑地化などによる保存は、無秩序な乱開発を秩序づけ、悪化した生活環境の改善に役立つのである。

① 発掘届出数

処理内容	年度			
	5 3	5 4	5 5	56/9末
発掘調査	70	68	65	21
立会調査	39	32	58	14
慎重施行	—	—	—	37
合計	109	100	123	73

② 開発事業別届出数

事業内容	年度			
	5 3	5 4	5 5	56/9末
住宅建設	57	54	52	17
学校建設	2	—	1	1
その他の建造物	11	12	9	4
道路建設	—	—	—	—
道路改修	3	—	—	4
水道管理設	2	—	—	10
下水道	3	1	3	1
ガス管理設	26	29	53	28
電柱・電線埋設	2	3	3	4
電話線埋設	—	—	1	2
河川改修	1	—	—	—
土地区画整理	—	—	—	—
農地関係開発	—	—	—	—
その他	2	1	1	2
合計	109	100	123	73

(4) 文化財保護の課題

本市教育委員会における文化財保護の取り組みは、昭和54年度からようやく始まったばかりであり、いまだ成果を上げているとはいえない。

日々の業務も、緊急を要している埋蔵文化財の調査に追われている状態で、今後総合的な文化財の保護・保存に積極的に取り組んでゆかなければならない。

市行政の文化財保護に対する具体的で抜本的な対策がなければ、市民生活と密着して存在している文化財を保護することは困難であり、文化財の動行を最も身近に把握し、かつ迅速な対応ができる市行政の役割は大きい。もちろん、これらの対策は広汎な市民の理解と協力のもとに初めて成し遂げられるものである。

今後各種文化財の調査を行なうとともに、条例や規則を制定することによって独自の総合的な保護・保存の対策を講じ、特に本市の歴史と文化の推移にとって価値の高いものを指定、保存し後世に伝えることは我々の義務である。

また調査の公開や、文化財講座などを開くことによって、文化財愛護精神の普及・広報に努め、市民と一体となり文化財を保護し、その活用を図らねばならない。その活用のための場としての博物館や資料館の建設も今後の課題である。

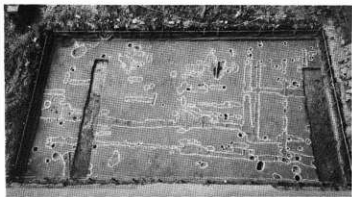
文化財保護は、単に文化財の問題として考えるにとどまらず、環境問題という大きな視野のなかで論ぜられる問題でもあり、開発と環境改善・改善のなかのように位置付けるかを考えてゆかなければならない。

(5) 発掘調査成果

★ 三宅(屯倉)遺跡(調査地番:三宅町55番地)

三宅町に所在する三宅(屯倉)遺跡は、「日本書紀」の記載にみる依羅屯倉(屯倉とは大化改新以前の皇室直轄領で、課税した穀納物の取蔵倉庫の意に始まるが、それに付属した土地としての屯田、および耕作民としての田部を合わせて呼ぶ場合もあり、大化改新以後は三宅・正倉などの字を用いて、諸国郡衙の正倉や、荘園の庄所をさす。)の所在地として推定されている遺跡である。現在までのところ、調査が進んでおらず、それらを実証する、遺構や遺物は検出されていないが、今後の調査が期待される。

今回の調査は、この三宅遺跡の南端に位置する三宅小学校で、校舎増築工事に伴い実施された。調査の結果、鎌倉時代の掘立柱建物数棟、土埴、及び東西南北に縦横に走る耕作用の溝が検出され、中世における集落の存在と、水田開発の様相を確認することが出来た。遺物は後世の整地などによって、あまり遺存の状態は良好ではないが、奈良時代から鎌倉時代に至る、土師器・須恵器・瓦器及び支脚形土製品(3個を1具として火中に入す、上部に土器をのせて、いまの「ごとく」のように用いるもの。)、鉄製品などが出土しており、また土埴からは羽釜が出土している。



★ 丹比榮籬宮跡〔調査地番：上田1丁目618-1、629-1、638〕

丹比榮籬宮跡は、5世紀の中頃に在位した反正天皇の宮の所在地として推定されている遺跡で、付近には宮ノ東・極田（殿）山・大門・中門など宮殿跡を偲ばせる字名が残っている。

調査地点は、この丹比榮籬宮跡と、弥生時代末から古墳時代初頭の集落跡として有名な上田町遺跡の範囲にあり、場所は近鉄河内松原の駅からやや西寄り、河内信用組合ビルの線路をはさんだ北向いの所である。

調査は民間のマンション建設に伴って行なわれ、その結果、5世紀後半の溝と、旧河川を検出することができた。この旧河川は、最大幅約9m、最深約2mを測る北東に向かって流れる川に、北西の方向に流れる川が合流しており、多量の砂で埋まっていた。砂のなかからは弥生時代後期の土器と5世紀前半の土師器が、周辺から流れ込んだ状態で出土しており、また河川の最上部からは5世紀後半の須恵器が出土している。このことから、この河川は大水などによる砂の堆積で埋まってゆき、5世紀後半には完全に埋まって、その機能が失われたものと考えられる。

また本地点の周辺においては、現在までの調査によって、弥生時代後期の住居址や、古墳時代の集落跡が発掘調査によって確認されており、この河川周辺において、集落が形成されていたものと思われる。



★ 大和川・今池遺跡〔調査地番：天美西〕

大和川・今池遺跡は、昭和52年下水処理場建設に伴い実施した試掘調査によって発見された遺跡である。処理場の建設予定面積は約20万㎡という広大なものであるが、調査は昭和58年より始められ、現在まで3万㎡以上の調査が行なわれている。

これまでの調査によって、弥生時代から近代に至る各時期の集落跡及び水田址が検出されており、また縄文時代の石器などが出土していることは、この地域における人間活動の歴史の古さを物語っている。

特に本遺跡では、古墳時代中・後期（5～6世紀）の集落跡が顕著に確認されており、現在までに竪穴住居2棟、掘立柱建物数十棟、井戸、溝、土庇、柵列など多数を検出している。

これらは、古墳時代の集落構造の解明とともに、「古事記」や「日本書紀」に見られる「ため池」の築造などによる河内地方の開発を考える上で、貴重な資料である。

またこの地域は、難波宮（7世紀中葉～8世紀末）から大津道（長尾街道）につながる、南北の大道が通過すると以前から推定されていた所であるが、大道そのものの存在が本遺跡及びその他の地域でも確認されたことはなく、その実態は不明のままであった。しかし、昭和55年の調査によって、本遺跡で初めてその存在が確認された。この古道の発見は、古代交通路の解明にとって貴重な発見であり、難波と大和を結ぶこの古道を、古代の宮人や、大陸や半島の使者が行きかう様が偲ばれる。



★ 大和川・今池遺跡〔調査地番：天美我堂5丁目529番地〕

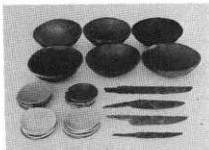
調査地点は、大和川・今池遺跡の範囲の南東隅、旧西除川の西岸の自然堤防上に立地している。

調査は分譲住宅建設に伴い実施され、その結果、平安時代末から鎌倉時代の掘立柱建物、井戸、土坯、溝などを検出した。井戸、土坯などからは、多量の瓦や土器が出土しており、中世寺院跡であると推定される。それは、遺物の中に破片ではあるが、船載の陶磁器が出土していること、また「山寺」という字名が残っていることから推測される。しかし、この寺院の存在は、文献には記載されておらず、寺院名や、その規模などは不明であり、今後の調査が期待される。

また、この近くの寺院跡としては、同じく西除川の西岸の自然堤防上に位置し、現在は布忍神社がある永興寺跡が知られている。永興寺は堀河天皇の寛治3年（1089年）僧永興の開創になるもので、敷地は東西46間、南北70余間、五重の塔を備えた堂々とした伽藍の大寺院であり、本尊は行基作の十一面観世音菩薩像であったと伝えられている。その後永興寺は次第に衰退し、また兵火に焼かれたために、その面影はなくなり、明治6年に庵寺となっている。

この永興寺跡は、近年市史編さん室によって調査が行なわれ、平安時代後期の瓦などが遺構を伴って検出されている。

今回調査が行なわれた地点は、永興寺跡からも近く、時期もほぼ同時期のものであることから、永興寺との何らかの関係も充分に考えられる。



○市歌

(昭和30年9月27日
定)

M.M.7-108
あからく おおらかに

上嶋久恵 作詞
青木邦三 作曲
磯口昌道 作曲

な に わ の あ - な - み い に し - え の
は じ の み か の ど の く ら - い - せ - し - れ
き し か が - や く ま つ ぼ ら - し - わ
れ ら の ま - と あ あ - う ら わ し や

- 一、 浪花の雨 いにしへの
反正のみかどの位せし
歴史かがやく松原市
われらの郷土 ああ美わしや
- 二、 産業日々に すすみゆき
仰ぐ金剛 借貫 生駒
黎明つぐる 松原市
われらの郷土 ああ光あれ
- 三、 平和の松の 旗じるし
高き文化の 色そめて
朝日に映ゆる 松原市
われらの郷土 ああ栄あれ

教 育 要 覧

(昭和56年度版)

発行日 昭和57年2月
発行所 松原市教育委員会
編集 管理部 総務課
TEL(0723)34-1550(代)
印刷 株式会社阪堺出版印刷
TEL(06)678-5865